

## 平成30年度事業計画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

平成29年の日本経済は、緩やかに回復基調とされておりますが、輸出と設備投資により企業が引っ張る形での回復傾向で、個人消費は鈍く「経済の好循環」ため、現政権は「3%以上の賃上げ」を企業に要請している状況で、今後の好経済を期待しております。

平成29年の全国の自動車販売は前年比5.3%増の523万台と2年ぶりに500万台に回復しました。自動車の販売は増税の影響が大きく軽自動車がようやく回復し、日産・スバルの無資格検査問題による不振はあったものの、新型車の投入・商用車の排気ガス規制強化前の駆け込み需要により堅調に推移しました。

30年度の見通しとしては、各メーカーが先進安全・外国より遅れている電気自動車への取組み、個人消費の伸び悩みにより、505万台程度との厳しい見通しとされております。

一方、29年度の県内の新車販売実績は2月末で登録自動車53,430台(+2.3)、軽自動車44,292台(+9.7)となっております。

しかし、軽自動車は確実に回復傾向にあります。登録自動車におきましては10月以降前年を僅かながら下回っております。

当協会の業務運営につきましては、図柄入り特別仕様ナンバーの交付が4月ラクビー、10月オリンピック・パラリンピックが開始されました。

2月末現在	登録	希望	412	交換	358	
	軽自動車	希望	5068	交換	3852	計 9690 件

予想に反し、軽自動車に当たっては希望の約30%と順調な申込み状況にあります。登録は約2%です。

しかし、これらの交付期間が限定されておりますので、期間内の拡販に務めております。

今後、OSSの導入、明年の10月からの消費税増税への対応等、課題が山積しておりますが、いかなる状況においても交付代行者としての責務を果たし、行政の信頼に応え顧客サービスの向上に努めていかなければなりません。

次年度におきましても、行政ご当局のご指導に従い、全標協等との情報交換に努める等体制整備して業務を遂行して参りますので、引続き役員各位のご指導ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 運営基盤の確立・強化

- (1) 一般財団法人に移行した本制度改革の主旨を尊重し「安全・安心な車社会の構築」のため、平成30年度においても公益目的事業を計画に沿って積極的に推進してまいります。
- (2) 情報公開について、ホームページを利用するなど更に透明性のある業務運営に努める。
- (3) 標板交付代行者の業務が多様化し協会運営環境がより厳しくなっていることから、常に業務実績並びに収支状況を分析して運営実態の把握に努め、運営環境の変化への臨機な対応に努める。
- (4) (一社)全国自動車標板協議会、北信越自動車標板協議会の会議等あらゆる機会を通じて情報を収集し、業務の改善合理化に努めるとともに、これら上部団体の果たす役割を認識し連携の強化に努め、それぞれの施策に協力する。
- (5) 行政改革に関連した規制緩和及び行政事務のアウトソーシングについて、その動向によっては協会運営に重大な影響を及ぼすことから、あらゆる機会を通じて情報を収集し臨機な対応に努める。
- (6) 個人情報取扱事業者として、「個人情報保護法」及び国土交通大臣の定める「個人情報保護に関するガイドライン」に沿って個人情報の保護管理を行い、また認定個人情報保護団体である(一社)全国自動車標板協議会との連携を図りつつ、個人情報の安全管理処置の評価、見直し及び改善を行うなど、個人情報の保護に努める。
- (7) 関係官庁と常に密接な連携を保つとともに、その施策に協力し、あわせて公益活動の推進を図り、運営基盤の確立・強化に努める。

## 2. 事業の保全と推進対策

- (1) 関係官庁と常に密接に連携し、業務遂行に必要な指導を受け、官庁の代行認可、指定、委託機関として万全を期し信頼に応える。
- (2) 関係機関等による研修会、講習会等に積極的に参加して広く知識を

吸収し、また、部内においても研修を行い事業の保全と向上に努める。

- (3) 標板交付代行事業を取り巻く環境が多様化し、一層厳しさを増しつつある現状に鑑み、調査研究活動の充実を図り、事業の保全と推進に努める。
- (4) 「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」(OSS)について、平成17年12月から運用が開始され、現在11都道府県において運用され、利用率は、60%を超えており、国交省では第3期行程表に基づき運用地域拡大を図るとともに、平成29年度には検査登録等の行政手続きはもとより、自動車諸税の納税についてもオンラインで一括行なえることとしたほか、手続きの拡大を図ることとされていますが、長野県においては指定整備による継続検査を除く、計画が遅れていますので、今後は進捗状況等を注視し、運輸ご当局並びに(一社)全国自動車標板協議会等との連携を蜜にし、適切な対応を図るよう努める。

### 3. 自動車番号標板取扱業務及び関連業務対策

- (1) 自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布は、当協会にとって主要業務であることから、常に適正に取扱いユーザーの信頼に応えるよう努める。  
また、平成29年度に導入されたラクビー・オリパラナンバーについては、寄付の有無がありますので確実な受付業務を行うとともに、交付期間が限定されていることから拡販に務める。  
当県では、地方図柄ナンバーについて申請がありませんでしたが、今後に備え他代行者の取組み状況等を注視してまいります。
- (2) 希望番号制度は登録車平成11年5月・軽自動車平成17年1月に導入され、ユーザーに広く周知され希望率(登録33.5%軽22.7%)が向上しておりますので、正確な希望番号予約業務を行い、更なる予約率の向上に努める。  
31年5月にはシステム更改が予定されております。更改内容は窓口での申込方法はOCRシート式からタブレットが導入され、代行センターの一括での大量(USB利用)・インターネットによる申込みに加え、携帯サイトからの申込みについても可能となることから、より一層的確な運用に努め公正な立場で予約業務を推進に備える。

また、この機会を捉え長野本部で統合して行っている申込み受付業務を利用者の利便向上を図るため、軽自動車事務所へ機器の設置を検討していかなければならないと考えておりますので、理事長に本件についてご一任ください。

- (3) 管轄変更・抹消登録等に伴う標板の受理及び廃棄処理に当たっては、厳正に取り扱い、不正使用の防止に努める。

また、昨年4月より開始された記念所蔵については、穴あけ処置後の取扱については注意事項を所有者に喚起する。

#### 4. 検査登録印紙等印紙類取扱業務及び関連業務対策

検査登録手数料が OSS と現申請と納付額が今年4月より区分化になることから、これら業務については協会運営に大きな影響が及ぶものですから進捗状況を注視して参ります。

- (1) 検査登録印紙・自動車審査証紙について

常に在庫の適正に努め、利用者の需要動向に応ずる態勢を整え、全国自動車検査登録印紙売捌き人協議会と連絡を密にして利便の増進を図る。

- (2) 重量税印紙について

他団体においても取扱っておりますが、エコカー減税により納税額区分が多様化していることから、検査登録印紙・自動車審査証紙と同様に需要動向に留意し、利用者の利便増進を図る。

- (3) 自動車税等証紙代金収納業務について

印紙類と同様に需要動向に留意し、利用者の利便を図るとともに、収納計器の取扱については、正確な操作と保守管理に努める。

#### 5. 公益事業

公益事業については、一般財団法人へ移行し7年目を迎えますが、計画に沿って積極的に事業の推進を図ってまいります。

- (1) 封印の取り付け業務については、国の業務の委託を受けて交付代

行者が甲種受託者として実施しております。

自動車登録番号標の取外しを防止し、所有権の真正さを担保するものであり、その重要性を深く認識し、常に確実な施封を実施します。

封印分室並びに通達による甲種受託者の名の下で行う封印は、(一社)長野県自動車整備振興会(指定整備事業者)及び長野県自動車車体整備協同組合(優良事業者)と確認書を交わし、確実な施封とユーザーの負担の軽減並びに利便増進に努める。

また、ユーザー依頼の変更・移転登録に伴うナンバー変更についての出張封印については、長野県行政書士会推薦の行政書士と契約書を交わし、確実な施封と運営に努める。

また、締結している3団体と傘下会員の確実なる施封実施の指導監督に努める。

- (2) 自動車番号標の適正な取り付けと表示の明確化及び自動車の使用に際して適正な検査登録手続きの励行等について、ラジオ放送・啓蒙冊子等に掲載し啓発に努める。
- (3) 「不正改造車排除運動」「自動車点検整備推進運動」等自動車の適正使用の推進について、引き続き「長野県自動車適正使用・点検整備推進協議会」に参画し、イベントへの参加及び広報活動等に努める。
- (4) 交通事故の防止について、警察当局と連携し広報等に努めるとともに交通安全運動の推進のために協力する。  
これらの遂行に当たっては、テレビ放映・ラジオ放送・新聞掲載等活用により、事故防止のため交通安全事業に努める。
- (5) 社会福祉法人中央共同募金会を通じ、自動車事故被害者に対する援護事業に指定寄附を行う等福祉事業に協力する。
- (6) 平成30年3月版「長野県保有自動車実勢表」の発行を始めとする各種の発行物について、可能な限り実施し関係官庁・自動車団体並びにユーザーへの利便に供する。

## 6. その他

- (1) 県内関係団体との連携を蜜にし、協調を図り情報を共有し業界の発展に努める。

- (2) 窓口利用者に対し、常に的確で迅速な対応に努めるとともに、窓口サービスの利便向上に努める。
- (3) オリンピック・図柄入りナンバー導入対応として、松本支所の事務所拡張及び軽自動車長野事務所の移築について関係団体と協調し対応を図ってまいります。

## 第2号議案 平成30年度収支予算について

### 〈財政方針について〉

#### (1) 収入について

収入の大半を占める標板の交付・頒布手数料については、好調の新車販売に支えられています。平成30年度の新車需要見通しは、全国自動車販売店協会は軽自動車の反動増が沈静化し、商用車の駆け込み需要の反動により、3.5%減の505万台で微減と予想しています。

しかし、希望番号制度の利用率が登録車35%軽自動車20%超と増加傾向にあるとともに、ラクビー・オリパラの図柄ナンバーが予想を反しユーザーに受け入れられている状況で、今後もこの状況が続くものと思われま

す。また、印紙・証紙類の販売手数料は例年並みの状況にあります。

成熟するモータリゼーションの中で人口減少・高齢化社会・若者の車離れ等また、普通車から軽自動車へシフトする傾向にあることについても考慮すべきものがあります。

平成30年度の標板の交付・頒布手数料の算定については、平成27年度実績を基礎といたしました。

#### (2) 支出について

30年度は協会本部事務所の経年劣化による外装改修、また、適正な業務遂行のため、職員研修会を行うなど資質向上を図ってまいります。

このため、希望番号の好調により堅調な体制を維持している状況ですが、節約に努め安定した経営体制の確立を目指した予算執行となるよう計画しております。